

# 第 32 回

## 岩手中部水道企業団議会議定例会

### 会 議 録

令和 8 年 2 月 6 日 開会

令和 8 年 2 月 6 日 閉会

岩手中部水道企業団

## 第32回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和8年2月6日 (金曜日) 午後3時00分

2 閉会 令和8年2月6日 (金曜日) 午後4時14分

### 3 議事日程

日時 令和8年2月6日 (金曜日) 午後3時00分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告並びに施政方針

第4 現金出納検査及び定期監査の報告

第5 一般質問

第6 議案第1号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

第7 議案第2号 令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

第8 議案第3号 令和8年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

第9 議案第4号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員(11名)

1番	及川恒雄君	2番	伊藤忠宏君
4番	白鳥顕志君	5番	照井明子君
6番	若柳良明君	7番	佐藤現君
8番	齊藤金浩君	9番	佐藤光夫君
10番	高橋敬子君	11番	高橋久美子君
12番	平野明紀君		

### 6 欠席議員(1名)

3番 藤原慶君

### 7 会議録署名議員

9番 佐藤光夫君 10番 高橋敬子君

### 8 説明のため出席した者

企 業 長	八重樫 浩 文 君
副 企 業 長	小 原 勝 君
副 企 業 長	八重樫 義 正 君
監 査 委 員	高 橋 守 君
監 査 委 員	萬 久 也 君
局 長	久保田 幸 喜 君
技 監	照 井 秋 彦 君
総 務 課 長	小 原 努 君
営 業 企 画 課 長	伊 藤 剛 志 君
危 機 管 理 課 長	平 賀 聡 樹 君
管 路 課 長	白 藤 司 君
施 設 第 一 課 長	伊 藤 浩 伸 君
施 設 第 二 課 長	高 橋 文 也 君
営 業 企 画 課 課 長 補 佐	高 橋 勝 彦 君
営 業 企 画 課 課 長 経 営 企 画 係 長	千 葉 章 世 君

## 9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	金 田 明 君
花巻市市民生活部長	重 茂 猛 君
紫波町建設部長	谷 地 和 也 君

## 10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総務課課長補佐兼総務係長)	菅 原 健 志 君
-----------------------	-----------

午後 3時00分 開会

○議長（平野明紀君） ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより第32回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 3時00分 開議

○議長（平野明紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野明紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

9番佐藤光夫議員、10番高橋敬子議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（平野明紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 業務報告並びに施政方針

○議長（平野明紀君） 日程第3、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 第32回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告並びに令和8年度の施政方針を申し上げます。

初めに、今年度も残すところ2か月弱となりましたが、当企業団が実施している水道施設及び管路の整備に係る事業につきましては、構成市町及び議員各位の御理解と御協力により、順調に進捗しているところであります。

まず、新水道ビジョンの策定についてであります。

現在、新水道ビジョンの案につきましては、構成市町と協議を行っているところであります。今後、協議が調い次第、議員の皆様にご説明をいたします。その後、パブリックコメントを経て、令和8年度早期の策定に努めてまいります。

次に、PFOS及びPFOA水質検査体制の整備等について御報告いたします。

令和7年6月30日付、水質基準に関する省令の一部改正等により、令和8年4月から水道事業者等に対して、PFOS及びPFOAに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されることから、3か月に1回以上を基本として自主検査を実施します。

省令の一部改正以降、自主検査に必要な検査機器の整備を進め、去る12月15日に納品が完了いたしました。現在は、機器の操作方法習得と精度向上に向けて、セミナーの受講や職場内での訓練を進めているところであります。

また、他団体からPFOS及びPFOAの検査を受託できるよう、令和7年10月24日付で岩手中部水道企業団水質検査等及び試料採取運搬の受託に関する規程の一部改正を行い、PFOS及びPFOAの検査料金に関する事項を定めたところであります。

検査に必要な体制が整いましたことから、来年度より適正に検査を実施してまいります。

次に、令和8年度の施政方針を申し上げます。

令和8年度は、国の水道ビジョンに掲げる「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から、当地域の水道が目指す理想の姿を示し、その実現に向けて事業を推進してまいります。

主な事務事業であります。浄水場等の運転管理業務委託や保守修繕等を実施し、適切な水道施設の維持管理に努めてまいります。

また、配水管の漏水調査や漏水箇所の早期修繕を実施し、引き続き有収率の向上に取り組んでまいります。

次に、主な建設改良事業であります。北上市の北上川浄水場の監視制御装置をはじめとする浄水場等の経年設備の更新を進めてまいります。

また、配水管の更新につきましては、3市町合わせて45か所、延長約19キロメートルの施工を計画しており、経年管の更新を進めてまいります。

以上、令和7年度の業務報告並びに令和8年度の施政方針を申し上げますが、引き続き議員各位並びに構成市町、地域住民の皆様のご理解と御協力をいただきながら、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上であります。

○議長（平野明紀君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 現金出納検査及び定期監査の報告

○議長（平野明紀君） 日程第4、現金出納検査及び定期監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（菅原健志君） 現金出納検査及び定期監査について報告いたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。岩手中部水道企業団水道事業会計令和7年9月分から12月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひょう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

次に、定期監査について報告いたします。令和7年度定期監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況はおおむね良好と認められた。なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

以上であります。

○議長（平野明紀君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（平野明紀君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 議長のお許しをいただきまして、本定例会におきまして、今後の岩手中部水道企業団水道事業について、3点一般質問をいたします。

1点目は、災害拠点病院や避難所等の重要給水施設への耐震化計画についてお伺いをいたします。国土交通省は、広範囲で断水した能登半島地震を教訓に、避難所となる学校、災害拠点病院と接続しております上下水道耐震化を推進する予算措置を行っております。2024年度、国

が実施した上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検では、重要施設と接続している水道管の耐震化率は39%にとどまり、参考として下水道管は51%、両方の耐震化が行われているというのが15%という報告がありました。このように、災害時の重要施設の課題が明らかとなっております。

質問の1つ目は、水道企業団において、重要施設の現在の対象箇所数及び耐震化率についてお伺いをいたします。

2つ目は、耐震化計画の策定についてお伺いをいたします。

3つ目は、財源についてお伺いをいたします。

2点目は、浄水施設の生物浄化法についてお伺いをいたします。これは、自然界の生物群集のろ過能力を生かした技術とされ、薬品も電力も不要な浄化法で、盛岡市では緩速ろ過法の更新に当たってコストを比較し、急速ろ過法よりも初期投資、ランニングコストともに有利であることや長期間使い続けられる耐久性も評価され、導入されております。県内では、ほかに一関市、軽米町でも取り入れられているこの生物浄化法の導入の可能性についてお伺いをいたします。

3点目は、水道料金の在り方検討についてお伺いをいたします。昨年10月開催の定例会におきまして、水道料金について、いずれかのタイミングで料金改定が必要になると考えていると、高橋敬子議員の質問に対し、御答弁がございました。

また、各地で水道料金値上げが発表されており、背景には人口減少や節水機器普及などにより料金の収入の減少、水道管路の維持更新、耐震化の費用の確保、資材、エネルギーなどコスト高騰、人件費の増加、独立採算制による仕組みなどが述べられております。水道は、生きていく上で欠かせない最も基礎的なインフラであり、水道法第1条では、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」と定められ、憲法25条では、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や公衆衛生を改善する国の責任を定め、この憲法の要請に基づき水道法第2条では、自治体は地域の条件に応じて水道事業を実施し、国は自治体や水道事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うと定められております。

水道料金の在り方検討には、まずは公の財源確保が重要と捉えます。何よりも国費負担を大幅に増やすことが必要であります。また、千葉県では、県内の水道事業に対する経営補助制度を設け、支援が実施されております。国、県に対する財政確保と、構成市町の繰り出し増額に

ついてお伺いし、登壇しての質問といたします。

○議長（平野明紀君） 企業長。

○企業長（八重樫浩文君） 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害拠点病院や避難所等の重要給水施設への耐震化計画について申し上げます。岩手中部水道企業団上下水道耐震化計画における災害拠点病院や避難所等の重要給水施設は、105か所であります。また、上下水道耐震化計画の対象となっている下水道処理区域内の配水管における耐震適合率は、令和5年度末で58%、令和6年度末で59%となっております。

次に、耐震化計画の策定についてであります。当企業団では、令和7年1月に岩手中部水道企業団上下水道耐震化計画を策定しております。本計画は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を発端として、国土交通省からの要請により、災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築を目的とし、策定したものであります。なお、本計画はホームページに掲載し、公表をしております。

次に、財源についてであります。上下水道耐震化計画に係る事業は、国の社会資本整備総合交付金の対象となる水道総合地震対策事業に該当し、国から事業費の3分の1の交付を受けられるものであります。

次に、浄水施設の生物浄化法について申し上げます。生物浄化方式には、代表的なものとして、緩速ろ過、生物活性炭、接触酸化法などがあり、当企業団では、20か所ある浄水場のうち、3か所の浄水場で緩速ろ過方式を採用しております。

生物浄化法の一つである緩速ろ過方式は、微生物の働きを利用して、有機物や臭気成分等を除去する方法で、急速ろ過、膜ろ過と比較し、薬品費や動力費を抑えられる利点があります。一方で、処理能力が水温や運転条件に左右されやすいこと、広大な用地の確保が必要となることなどの課題もあります。今後の施設整備におきましては、水質の状況、処理水量等を勘案し、様々な方式を検証してまいります。

次に、水道料金の在り方検討について申し上げます。国、県に対する財源確保についてであります。国の交付金等は国から直接企業団に交付されており、県独自の水道事業に対する財政措置はございません。このことから、水道関係予算の確保につきましては、国に対して、日本水道協会や全国水道企業団協議会等と連携を図りながら、引き続き要望をしております。

また、構成市町の繰り出し増額についてであります。現在、総務省の繰り出し基準に基づく繰り出しをいただいているところであります。

なお、地方創生臨時交付金等の繰り出し基準に基づかない繰り出しにつきましては、今後も

構成市町との協議を継続的に実施してまいります。

以上であります。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、重要施設の耐震化についてでございます。私も企業団が策定しております計画書を頂きました。令和7年から令和11年度、5年間計画では、災害拠点病院及び救急告示医療機関の3医療機関を接続する水道管路等の耐震化を実現するというふうに示されております。3医療機関を伺いたいと思います。

○議長（平野明紀君） 管路課長。

○管路課長（白藤 司君） 照井明子議員の質問にお答えいたします。

質問にありました医療機関ですけれども、その3医療機関は、総合花巻病院、岩手県立中部病院、あと北上済生会病院となっております。

以上です。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） この3病院の事業費の試算というのはされておりますでしょうか。

○議長（平野明紀君） 管路課長。

○管路課長（白藤 司君） 具体的な試算というのは、すみません、しておりません。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 令和7年から令和11年度の5年間計画ということなので、私、試算されているのではないかと考えて質問したところでございますが、それでは後ほどでもよろしいので、試算をしましたならばお聞かせください。

それから、水道企業団の上下水道耐震化計画、これはおおむね25年で耐震化が完了するという計画で、大変長期にわたります。しかしながら、緊急性も求められているというふうに捉えますけれども、これ独立採算制では限界があって、やはり国の負担増額、これが大事なのではないかというふうに思っております。そもそも能登半島地震が発端で、こうした国の方針が示されたということなので、この事業によって、例えば水道料金への影響があるというようなことはあってはならないというふうに思っておりますけれども、その点についてどのように捉えているでしょうか。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

水道料金に関係する国の財源ということでお伺いをいたしました。水道事業につきましては、議員のおっしゃるとおり、独立採算制を求められる公営企業ということもございますので、通常の管理運営費にする部分についてまで国や県に求めるのはなかなか難しいかなというふうに思っておりますが、その一方で耐震化事業ですとか老朽化更新事業というところは、特に緊急性の高い事業となりますので、国の交付金等の財源が重要であるというふうには感じておりますので、今後も交付金等を活用して事業を行っていくとともに、国の予算確保については要望を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 本当にコストと時間がかかる事業でございます。

そこで、災害拠点病院に、例えばこうした耐震化だけではなく、独自の井戸を備えるという例も出てきているという報告がされております。あるいは、避難所に雨水の活用、小規模浄水装置など、代替手段も活用されなければならないのではないかとこの提案もございますが、そういうところについては企業団では検討されておられるでしょうか。

○議長（平野明紀君） 局長。

○局長（久保田幸喜君） 今の御質問にお答えいたします。

医療機関のほうで独自で様々な対策をされているというのは、耳にしたことはありますけれども、我々企業団としてのそういう支援というのは、今のところは考えてございません。当然医療機関のほうから御相談があれば、そのようないろんな対策がありますよというのは情報提供していきたいと思っておりますけれども、現時点で我々のほうから積極的にそういう代替施設はいかがですかというような提案というのはしてございません。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、生物浄化法についてお尋ねといいますか、お話をさせていただきたいと思っております。今、実際に緩速ろ過をやっているということで、これも生物浄化法の一つではあるというふうに私も理解をしておりますけれども、浄化能力、浄化方法というのは水道料金にやはり関わってくる大きな事案だというふうに思っておりますので、私はできるだけ本当にランニングコストもあまりかからない、そのことによって水道料金に係る事業費抑制につながるということと、それから電力、薬品なども不要だということで、環境負荷のこうした低減にもつながるということで、そういった方向性は恐らく企業団の事業方針と合致しているのではないかとこのことで提案をさせていただいたわけでございます。先ほどの御答弁、

様々な方式を検証するということでしたので、積極的にこの浄化方式についても検討していただきたいなということを申し上げたいと思います。これは質問ではありません。

次に、水道料金の在り方でございます。岩手中部水道企業団は、この設立は、人口減少地域の水道事業の取組として、専門家の皆さんから大変評価されているのです。その点については私も理解をしています。ただ、私、この水道企業団の議員になって、大変不便だなと感じることがございます。それは、3つの構成市町の共同体であるがゆえに、いわゆる一般会計の運用、企業団では繰出金の運用、これが非常に難しい点があります。一番感じたのが新型コロナウイルス対策のときでした。国では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を水道料金減免等に活用できると通知されておりました。私は、臨時交付金を活用して、滞納世帯への給水停止を解除するように提案をいたしましたけれども、直接的に企業団交付でないという理由で活用がされず、県が一生懸命手洗いを必死に呼びかける中でも、給水停止で手も洗えないという実態が放置をされてきたのでございます。最近では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これがございまして、水道料金の軽減、これにも活用されている自治体がございます。陸前高田市では、令和8年3月請求分から1年間、水道の基本料金の軽減がされるという報告もございますが、この企業団となりますと、直接交付でないために大変ハードルが高いということで、私はそこは非常に大きな課題だなというふうに感じておりました。

それで、ただ地方公営企業法の17条の2には、経費の負担の原則として、一般会計による公費負担、これが定められておまして、構成市町別の繰出金があるということ、前回の定例会で確認をさせていただいたところでございます。

提案をしたいと思いますが、私はやっぱり公費負担の、コロナ禍における水道料金の減免について、こうしたことについて国に確認した際は、交付金は自治体に対し交付されるものなので、広域企業団を構成する自治体同士で協議をして、拋出し合って交付金を使うことが可能であるという回答がされておりますので、企業団のほうから積極的に各構成市町に対して働きかけて、そしてこうした交付金を活用して減免や軽減をしていく、そういう方向に転換をしていくべきではないかなというふうに思いますが、何か構成市町に対する遠慮とかをお持ちなのではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

今回の臨時交付金のようなものを活用して、水道料金の減免等はこの御質問とお伺いしました。まず、構成市町からは、今繰り出し基準に基づく繰り出しは頂戴しておまして、今ま

で統合以降、赤字補填のような基準外というのは頂戴してございません。今回コロナの関係ですとか臨時交付金というのは、繰り出し基準に基づかない繰り出しということになりますので、そちらにつきましては企業団に直接来ないのかということですが、先ほど他市の例等も挙げていただきましたけれども、そちらの場合でもまず一般会計のほうに入りまして、それから水道事業会計に繰り出すという流れは私どもと変わらないというふうに思っております。

この臨時交付金につきましては、その目的が、地域の実情に応じたきめ細やかな支援ということが目的になっておりますので、各自治体が主体となりまして、実施事業ですとかルールを選定する仕組みとなっております。ですので、水道料金の減免に活用するというものに関しましても、対象者をどのようにするかとか、期間ですとか料金をどのようにするというのは、それぞれの自治体が判断するということになってございます。そういうことを考えますと、まず構成市町のほうで水道料金のほうに減免を充てるかどうかということを検討いただきまして、その結果、今回は水道料金は見送ったという御連絡を頂戴しておりましたので、今後ともこういう協議はお願いというか、続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 今の御答弁、一部理解できるところと理解できないところがございまして、それぞれの自治体で軽減をやればいいのかという、そういう問題なのか、それとも企業団としては構成市町一体としての軽減をする気がないという、そういう御答弁なのか、非常に微妙なところだと思っておりますが、私といたしましては、国でも協議をして使えるのですという、そういったことを示しておりますので、やはり構成市町で協議をして、企業団としての方針でというふうな取扱いのほうがいいのではないかなど。同じ水道事業に携わっていて、水道事業の水を使っている市民の立場からすれば、北上だけが減免して、花巻は減免しないというような状況よりも、むしろこの水道企業団一体として減免するなというふうな方針をつくられたほうが非常に市民としては納得いくのかなというふうに思っているところでございます。

最後になりますけれども、私は水道料金の在り方、今後大変重要な課題になってくるというふうに思っております。その中でも特に基準内繰り出し、これが適正に行われているかどうか、これはしっかり議会でもチェックをしていかなければならないというふうに捉えております。この基準内繰り出しの中に、災害応急対策等に要する経費についても述べられております。被害を受けた自治体の要請により被災地域の応援に行っていると思っておりますが、基準内繰り出しと

して対応されているのか。これ基準内繰り出しとして対応されていなければ、恐らく水道料金にかかっていくというふうに思っておりますので、そのところをしっかりと区別というか、総務省の通知に従うというところが今後大切になってくると思います。この災害対応に対しては、どのように取り扱われているのでしょうか。恐らく秋田の洪水、大雨浸水のときなんかは応援に行かれたのではなかったかなというふうに認識しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（平賀聡樹君） 照井明子議員の御質問にお答えします。

岩手中部水道企業団では、昨今の自然災害においては応援隊を派遣しておりません。直近では秋田に派遣しております。明子議員のおっしゃるように、応急給水活動をしてまいりましたので、その分については取りまとめしている秋田県を通じて、費用については請求しておるところであります。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 基準内繰り出しとして認められているわけだから、やっぱりそういった意味では、水道料金、利用者負担には組み入れないということを確認させてください。

○議長（平野明紀君） 危機管理課長。

○危機管理課長（平賀聡樹君） 照井明子議員の質問にお答えいたします。

被災自治体を取りまとめている県に出している分につきましては、今お話ししましたように、応急給水活動で使った水道料金等になりますし、水道事業の職員が人件費として負担している分については、これまでは当然水道企業団のほう負担をしております。お話の件については、今後は構成市町と協議することも検討してまいりたいと思います。

○議長（平野明紀君） 以上で5番照井明子議員の質問を終結いたします。

---

## 日程第6 議案第1号 岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長（平野明紀君） 日程第6、議案第1号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました議案第1号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、令和6年能登半島地震において、地元業者の被災等により宅内配管の復旧が遅れたことを受け、災害その他非常の場合における給水装置工事について、企業長が認めるとき

は他の水道事業者の指定を受けた者等の施工を可能とするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、岩手中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第2号 令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平野明紀君） 日程第7、議案第2号、令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました議案第2号、令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第2条、業務の予定量であります。（4）、主要な建設改良事業のうち、配水及び給水施設整備事業の既決予定量に915万7,000円を増額し、15億1,942万7,000円とするほか、水道管路緊急改善事業の既決予定量に20億4,000万円を増額し、34億8,910万円とするものであります。事業の詳細につきましては、資本的収支の御説明で申し上げます。

次に、第3条、資本的収入及び支出であります。内訳を13ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、13ページをお開き願います。資本的収入につきましては、既決予定額に16億8,222万4,000円を増額し、予算額を45億2,483万8,000円とするものであります。内容につきましては、防災・安全交付金の増額が見込まれることにより、建設改良等企業債、構成市町出資金及び国庫補助金の増額についてそれぞれ補正するものであります。

次に、資本的支出につきましては、既決予定額に20億4,915万7,000円を増額し、予算額を76

億2,482万5,000円とするものであります。内容につきましては、岩手県人事委員会勧告等による人件費の調整のほか、国の令和7年度補正予算による防災・安全交付金の増額が見込まれることに伴い、令和8年度に予定していた事業の一部を前倒しして行うこととし、委託料、工事請負費の増額についてそれぞれ補正するものであります。

1 ページの予算第3条にお戻り願います。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は30億9,998万7,000円となりますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5億1,266万3,000円と過年度分損益勘定留保資金25億8,732万4,000円で補填するものであります。

次に、第4条、債務負担行為であります。令和8年4月当初より施行する業務につきましては、令和7年度中に契約締結に係る事務手続を行うこととし、水質検査用品購入ほか13件について、期間及び限度額をそれぞれ設定し、追加するものであります。

次に、第5条、企業債であります。配水施設、浄水施設整備事業に係る限度額を27億1,550万円に増額するとともに、利率を5.0%に変更するものであります。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費の既決予定額に892万7,000円を増額し、6億3,385万8,000円とするものであります。内容につきましては、岩手県人事委員会勧告等による人件費の調整によるものであります。

以上、令和7年度補正予算（第1号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） 最後のページの予算事項別明細書のところについて質問します。支出のところ、一番下、区分のところ、24、工事請負費19億円とあります。国庫補助事業の増によるということですが、これ19億円、今年度中に完了する見込みなのでしょうか、お願いいたします。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算で計上した事業につきましては、これから国の繰越しの手続というものを経まして、令和8年度に全額繰り越して、事業を実施するという予定にしております。

以上です。

○議長（平野明紀君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和7年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8 議案第3号 令和8年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（平野明紀君） 日程第8、議案第3号、令和8年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（久保田幸喜君） ただいま上程となりました議案第3号、令和8年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について提案の理由を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。初めに、予算第2条、業務の予定量について申し上げます。給水戸数は9万9,200戸を予定しており、前年度当初予算と比較して2,200戸の増加を見込んでおります。年間総配水量は2,298万8,806立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して9万6,334立方メートルの増加を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります。原水及び浄水施設整備事業を9億1,374万8,000円、配水及び給水施設整備事業を18億2,113万3,000円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益を65億5,073万2,000円、水道事業費を65億686万2,000円としております。前年度までは、費用が収益を上回る予算となっておりますが、今年度におきましては、収益が費用を上回る予算の編成となっております。これは、国の令和7年度補正予算に対応して、給水管等切替え工事の一部を前倒しして前年度に予算計上したこと、また会計処理方法を資本的支出に変更したことにより、費用が減少したものであります。

詳細は、23ページ以降の予算事項別明細書に記載しておりますので、23ページをお開き願います。水道事業収益のうち、給水収益は51億8,324万6,000円であり、有収率を88.0%と見込み、積算してございます。

24ページをお開き願います。水道事業費のうち、原水及び浄水費には、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託のほか、動力費、薬品費など施設の維持管理に関する費用を計上しております。

25ページの配水及び給水費には、主なものといたしまして、委託料に漏水調査及び漏水修繕業務委託のほか、修繕費、路面復旧費など管路の維持管理に係る費用を計上しております。

26ページの業務費には、委託料に料金徴収業務委託のほか、水道料金収納に係る経費を計上しております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、記載のとおりであります。

1ページにお戻り願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入を22億1,018万9,000円、2ページをお開きいただきまして、資本的支出を46億4,828万3,000円としております。

詳細は、28ページ以降に記載しておりますので、28ページをお開き願います。資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債15億4,680万円、構成市町出資金2億5,520万3,000円、国庫補助金1億9,688万2,000円であります。

29ページ、資本的支出であります。建設改良費のうち、原水及び浄水施設整備費には、水道施設の更新に係る工事請負費等を計上しております。

配水及び給水施設整備費には、管路の更新に係る工事請負費等を計上しております。

営業設備費には、水質検査機器の更新費等を計上しております。

そのほかの収入及び支出の内容につきましては、記載のとおりであります。

再び1ページにお戻りいただきます。第4条、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は24億3,809万4,000円でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,532万円と過年度分損益勘定留保資金22億277万4,000円で補填しようとするものであります。

2ページをお開き願います。第5条、債務負担行為であります。漏水調査等業務委託ほか4件につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

第6条、企業債であります。配水施設、浄水施設整備事業として15億4,680万円を限度額とするものであります。

第7条、一時借入金であります。5億円を限度額とするものであります。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用であります。3ページに移りまして、第9条に定める経費であります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用をすることができる

とするものであります。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費及び交際費につきまして、それぞれ掲載してございます。

第10条、構成市町からの補助金であります、925万8,000円とし、国が定める繰り出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に関する繰り出し額を記載しております。

11条、棚卸資産購入限度額であります、1億1,672万円とし、水道メーター及び修理用資材の購入に充てるものであります。

以上、令和8年度予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 1点だけお尋ねします。冒頭、企業長からも説明がありましたPFASの件についてでございます。PFASの水質検査については、企業団としても取り組んでいくという報告がございました。何か所になりますでしょうか、その検査の箇所は。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（伊藤浩伸君） 議員の御質問にお答えします。

浄水で17か所、原水で9か所になります。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 検査費用についてでございますが、この場合は全額国負担となっているのでしょうか。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（伊藤浩伸君） 検査費用は、全額自己負担となっております。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 自己負担というのは、企業団負担ということですね。全額ですか。もう一回、すみません、確認したいです。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（伊藤浩伸君） 全額自己負担となっております。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） そうすると、水質検査はこれまでずっとやられてきておりますが、この水質検査というのは、全額企業団が負担するという定めになっているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（伊藤浩伸君） 議員の質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○議長（平野明紀君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 一関の場合は、独自の管理上の判断基準というのを設けておきまして、国では50ナノグラムでしたっけ、そうですね、以下とするというのが国の目標値なのです。ところが、一関市さんでは10分の1、これを基準値と設定しているということが新聞で報道されております。これによって、実は市の基準値を2か所で上回ったという報告がございました。なので、私は、やはり50ナノグラムというのは本当に非常に緩い、緩過ぎる基準だと思います。独自の基準を設定するという考えはないのか、それから基準超過の対応マニュアルのようなものは作成されているのか、この2点についてお願いいたします。

○議長（平野明紀君） 施設第一課長。

○施設第一課長（伊藤浩伸君） 議員の御質問にお答えいたします。

基準に関しましては、国の基準のとおりと現在のところしております。

あと、検査マニュアルですけれども、現在整備が終わりまして、そのとおりに検証をしているところでございます。

○議長（平野明紀君） 11番高橋久美子議員。

○11番（高橋久美子君） 7ページのところの資本的収入及び支出のところで2点お聞きします。

資本的収入、2項の出資金、構成市町出資金というところでまず1つなのですけれども、本年度の予定額が2億5,000万幾らとあります。これ前年度の予定額に比べて半分近いマイナスになっていますけれども、この要因をお願いいたします。各市町村の内訳は、28ページの2番のところに書いているとおりかと思いますが、これの理解でよろしいでしょうか。

あと、もう一つの質問なのですけれども、収入の資本的収入、4番、構成市町の負担金、7,500万円の本年度予定額なのですけれども、前年度3,000万円ほどなのですが、これは逆に4,500万円ほど増額になっているのですが、この要因をお願いいたします。

あと、構成市町の負担金というものの内訳がないのですが、教えていただければお願いいたします。

もう一つあるのですけれども、23ページの予算事項別明細書のところで、1款3目、区分として3、負担金2,900万円ほどあるのですけれども、前年度は7,000万円ほどあって、今年度

4,000万円ほど減になっています。消火栓維持管理負担金等とあるのですが、この理由をお願いいたします。

以上です。

○議長（平野明紀君） 営業企画課長。

○営業企画課長（伊藤剛志君） 議員の御質問にお答えいたします。

4点質問を頂戴してございます。まず、出資金の減った要因ということでございますけれども、今回令和8年度当初予算と併せまして、令和7年度の補正予算を先ほど御承認いただきました。その中で、一部令和8年度の事業を令和7年度に実施することによりまして、令和7年度予算のほうにその分を計上してございます。構成市町の出資金につきましても、併せて補正予算のほうに計上していただきまして、繰り越して実施するという部分がございまして、令和8年度を令和7年度の当初と比較しますと、減額になっているという状況でございます。

あともう一つ、4条予算のほうの構成市町負担金が減った理由ということでございますが、こちら4番目の3条予算、収益的収支のほうでの負担金が減ったということも関係してくるのですが、令和7年度までは消火栓の切替え工事に関する負担金というものを収益的収支のほうで頂戴してございました。それを今回、国の補正予算に対応するに当たりまして、資本的収支のほうに整理したということをお話しさせていただきましたけれども、その結果で収益的収支の消火栓の負担金というのが減額になりまして、その分資本的収支のほうの4条予算のほうの負担が増えたというふうになってございますので、2点目と4点目というのは関連した結果で、収益的収支が減りまして、資本的収支が増えているという内容になってございます。

あと、先ほど負担金の内訳ということでございますけれども、構成市町の資本的収支のほうで7,534万5,000円の内訳ということでございましたが、構成市町別にお話ししますと、北上市が1,699万8,000円、花巻市が5,031万4,000円、紫波町が803万3,000円という内訳になってございます。

以上でございます。

○議長（平野明紀君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、令和8年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時08分～午後 4時11分）

○議長（平野明紀君） 再開いたします。

---

#### 日程第9 議案第4号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

○議長（平野明紀君） 日程第9、議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（菅原健志君） 議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について。次の者を岩手中部水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法第39条の2、第5項の規定により議会の同意を求める。

住所、岩手県北上市新穀町一丁目6番32号。

氏名、佐藤秀城。

生年月日、昭和33年11月11日生まれ。

令和8年2月6日提出、岩手中部水道企業団企業長、北上市長、八重樫浩文。

以上であります。

○議長（平野明紀君） 提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（八重樫浩文君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について提案の理由を申し上げます。

監査委員は、岩手中部企業団規約第11条第1項において2人と定めており、同条第3項において任期を4年と定めております。

現職の高橋守監査委員の任期が令和8年3月31日をもって満了するため、提案のとおり新たに監査委員を選任しようとするものであります。

本議案で提案します佐藤秀城氏は、昭和57年北上市役所に採用され、まちづくり部長、財務部長などを歴任し、平成31年3月末をもって退職されております。

佐藤氏の長年にわたって培われた豊かな行政経験と人格、識見、人柄などいずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。

何とぞ満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野明紀君） お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

これより議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平野明紀君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

---

○議長（平野明紀君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第32回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長                      平   野   明   紀

岩手中部水道企業団議会議員                      佐   藤   光   夫

岩手中部水道企業団議会議員                      高   橋   敬   子